

令和 7 年度船橋市男女共同参画事業「市民企画講座」実施要項

1. 目的

本事業は、市民団体に対して自主的に企画・運営する講座を開催する場を提供することにより、市の男女共同参画事業への市民参画の推進を図ることを目的とする。

2. 対象となる講座

以下の4点を満たすこと

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に寄与する講座であること。
- (2) 営利を目的としないもの、且つ宗教・政治活動にかかわらないこと。
- (3) 広く一般市民を対象とすること。
- (4) 参加費は原則無料とすること。

3. 実施時期

令和 8 年2月～3月

4. 実施場所

船橋市男女共同参画センターまたは市内公民館等

※ただし市民文化ホール、中央公民館、習志野台公民館および塚田公民館は、休館中のため実施不可。

5. 応募資格

以下の3点を満たすこと

- (1) 市内で活動しており、5人以上で構成されている団体であること。
- (2) 営利および特定の宗教の布教、特定の政党やこれに類する政治団体の支援を目的としない団体であること。
- (3) 別表に定める団体の役割を団体自身において行えること。

6. 募集講座数

2講座とする。なお、応募は1団体につき1講座とする。

7. 講師謝礼

- (1) 市民協働課が負担する講師謝礼は、1講座につき40,000円以内(税・交通費込み)とする。
ただし、その額については、市民協働課と協議の上、決定するものとする。
- (2) 講師謝礼は、講座終了後市民協働課が、講師もしくは講師の所属する団体の口座に振り込むものとする。

(裏面へ続く)

8. 応募方法

別紙「市民企画講座応募用紙」に必要事項を記入の上、船橋市市民協働課へ郵送、メール、持参またはオンライン申請により応募すること。

オンライン申請



メール



9. 応募締切

令和 7 年7月31日(木)までとし、郵送の場合は当日消印を有効とする。

10. 決定及び通知

応募書類により選考し企画を決定する。選考方法は、「市民企画講座選考会」を組織し、別にこれを定める。選考結果は9月中旬頃に応募団体宛通知する。

11. 講座の実施

講座開催に関する諸事項については、市民協働課担当職員と協議して決定する。

12. 実施報告

講座開催後、速やかに「市民企画講座実施報告書(任意様式)」を提出するものとする。

13. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別表)団体の役割と市民協働課の役割

団体の役割	市民協働課の役割
・講座の企画 ・講師とのやり取り ・チラシ及びポスターの作成 ・講座資料の作成 ・(必要に応じ)事前打ち合わせ ・当日の設営、司会進行、撤去 ・実施報告書の提出	・会場の確保 ・必要機材の準備(市が所有し貸し出しできるものに限る) ・広報ふなばし、市ホームページ等への掲載 ・チラシ及びポスターの印刷、配架 ・申し込みの受付 ・講座資料およびアンケートの印刷 ・(必要に応じ)事前打ち合わせ ・消耗品(筆記用具等)の準備 ・講師用飲料水の準備 ・当日の受付、保育の対応 ・当日設営・撤去作業の補助 ・謝礼金の支払い ・アンケートの取りまとめ